

平成27・28年度契約資格審査申請書（不動産鑑定業者）

の定期受付について

阪神高速道路株式会社

契約資格審査申請書の提出に当たっては、この説明書をよく読んで間違いのないよう十分注意してください。

1. 審査申請の欠格要件

次に掲げる者は、資格審査の申請をしても、資格の認定を受けることはできません。万一、申請された場合は、有資格業者として認定できない旨通知することとなります。

- (1) 不動産鑑定業者（不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する不動産鑑定業者をいう。以下同じ。）でない者
- (2) この審査の日前2年以内において次の①から⑤までのいずれかに該当すると認められる者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
 - ① 業務の遂行に当たり、故意にその遂行を粗雑にし、又はその遂行に関して不正の行為をした者
 - ② 他の者が業務の契約を締結すること又は業務の契約者が業務を遂行することを妨げた者
 - ③ 監督又は検査の実施に当たり当社社員の職務の執行を妨げた者
 - ④ 正当な理由がなくて業務を遂行しなかった者
 - ⑤ ①から④までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 審査申請書及び添付書類の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (4) 申請の日からこの審査の日までの間に、当社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受け、又は同規則別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者

2. 定期受付の方法

契約資格審査申請書の受付は、以下のとおり文書郵送方式により実施します。

文書郵送方式（※必ず、書留郵便で郵送してください。）

受付期間	送付先	締切
平成27年2月16日(月)から 平成27年2月27日(金)まで	阪神高速道路株式会社 建設事業本部 用地センター 用地補償課 〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目3番15号 JEI 西本町ビル2階	平成27年2月27日(金) 消印有効

問合せ先

契約資格審査申請書の受付、記載方法等で不明な点があるときは、次のところにお問い合わせください。

〔問合せ先〕 阪神高速道路株式会社 建設事業本部 用地センター 用地補償課 鍛冶・伊藤
TEL 06-6535-9736（ダイヤルイン）

（問合せ時間 10:00～11:30、14:00～16:30）

※ただし、土曜日、日曜日は除きます）

3. 提出書類

(1) 提出書類は、次のとおりです。部数は、各1部とします。

- ① 契約資格審査申請書（不動産鑑定業者）……様式1
- ② 法第22条又は法第26条の規定に基づく登録を受けたことを証する書面（不動産鑑定業者登録通知書又は不動産鑑定業者登録証明書）（写し）
- ③ 法第23条第1項に規定する登録申請書（不動産鑑定業者登録申請書）（写し）
- ④ 法第23条第2項第1号に規定する不動産鑑定業経歴書（写し）
- ⑤ 法第27条第4項の規定により準用される法第24条の規定に基づく変更の登録がなされた場合にあつては、当該変更の登録を受けたことを証する書面（不動産鑑定業者変更登録通知書）及び当該変更に係る申請書（不動産鑑定業者変更登録申請書）（写し）
- ⑥ 法第35条第1項に規定する専任の不動産鑑定士（不動産鑑定士である不動産鑑定業登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行う事務所（法第23条第1項に規定する事務所をいう。）にあつては、その者。）について法第15条の規定に基づく登録を受けたことを証する書面（不動産鑑定士登録通知書又は不動産鑑定士登録証明書）（写し）
- ⑦ 法第28条各号に規定する書面（不動産鑑定業事業実績等報告書）（写し）
- ⑧ 登記事項証明書（写し）（注）申請者が法人である場合のみ提出してください。
- ⑨ 会社概要書・経歴書等の案内書類（注）提出は任意とします。
- ⑩ 返信先を記載し所要の額面の切手を貼付した封筒

(2) 提出の際は、①～⑩の書類を番号の順にクリップで綴じ、封筒に入れてください。提出書類について割印やホッチキス留めは必要ありません。

(3) 提出書類に不備があつた場合は、再度提出していただくこととなりますので十分ご注意願います。

4. 有資格業者認定について

(1) 資格審査の申請において、1事務所において業務の対象として希望することができる地区は大阪府・兵庫県・京都府のうちの1府県のみとし、また、1府県において業務の遂行を希望できる事務所は1事務所のみとします。なお、2府県に対して計2事務所を、3府県に対して計3事務所を希望することは可能です。

(2) 資格審査が行われたときは、資格の有無、業務の対象となる府県の別を記載した契約資格審査結果通知書を送付します。送付する時期は、平成27年3月下旬を予定しています。

(3) 有資格業者としての期間は、資格審査による認定の施行の日から次の定期の資格審査による認定の施行日の前日（平成29年3月31日を予定）までとします。

(4) 個人から法人、法人から個人へ組織を変更する場合は、新たに資格審査の申請が必要となります。

(5) 提出書類に虚偽の申告をした場合は、契約資格を取り消すことがありますので注意してください。

5. 提出書類の作成要領

(1) 提出書類の作成に当たっては、特に注記のない限り、審査申請の日の状況で作成してください。

また、写しによる場合には、鮮明かつ原寸大のものをA4版サイズの用紙で作成してください。

(2) 前記3(1)の各書類については、以下の説明に従って作成してください。

- ① 契約資格審査申請書（不動産鑑定業者）……様式1

様式1（その1）は1部のみを、様式1（その2）は業務の遂行を希望する事務所ごとに各1部を作成してください。なお、記入欄に記入しきれない項目については、記入欄に別紙記載の旨記入した上で、別紙（様式自由。ただし、項目番号と項目名称を明記すること。）を作成してください。また、該当がない場合には「なし」と記入してください。

[00 申請者]の欄

住所は本社（本店）の住所、代表者は本社（本店）の代表者を記入してください。印鑑は、実印・使用印のいずれでも結構です。

[01 商号又は名称]の欄

株式会社等法人の種類を表す文字は下記の略号を用いて記入してください。略号以外の部分にはフリガナも記入してください。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)

種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)

[02 代表者役名]の欄

法人の場合は「代表取締役」「理事長」などと記入し、個人の場合は「代表者」「代表者所長」などと記入してください。

[03 代表者氏名]の欄

姓と名前は1文字分程度あけて記入してください。フリガナも記入してください。

[04 登録年月日及び登録番号]の欄

国土交通大臣登録の場合は「知事」の2文字を二重線で削除し、知事登録の場合は「国土交通大臣」の6文字を二重線で削除した上で「知事」の前に都道府県名を記入してください。なお、二重線で削除する箇所について、訂正印は不要です。

[05 補償コンサルタント登録規程による登録の有無]の欄

「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）による地方整備局長等による登録の有無を○印で記入してください。なお、この欄は統計上の必要から記入していただくものであり、資格審査自体に影響を及ぼすものではありません。

[06 (社)日本補償コンサルタント協会会員登録の有無]の欄

(社)日本補償コンサルタント協会の会員か否かを○印で記入してください。なお、この欄は統計上の必要から記入していただくものであり、資格審査自体に影響を及ぼすものではありません。

[07 担当者氏名]の欄

営業担当者ではなく審査申請の事務の担当者の方の氏名及び電話番号を記入してください。氏名にはフリガナも記入してください。

[08 事務所の名称]の欄

業務の遂行を希望する事務所の名称（不動産鑑定業者登録上の名称）を、項目番号01での記載も含めて記入してください。（例、「(有)〇〇鑑定事務所 本所」等）

[09 所在地]の欄

業務の遂行を希望する事務所の所在地を、郵便番号とともに記入してください。

[10 専任の不動産鑑定士の氏名]の欄

業務の遂行を希望する事務所に設置された専任の不動産鑑定士（不動産鑑定士である不動産鑑定業者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行う事務所にあつては、その者。以下同じ。）の氏名をフリガナとともに記入してください。専任の不動産鑑定士が複数名設置されている場

合には、全員の氏名を記入してください。

[11 業務の対象として希望する府県の別]の欄

業務の遂行を希望する事務所ごとに業務の対象として希望する都府県名のいずれかひとつに○を記入してください。

[12 電話番号] [13 F A X 番号] [14 電子メールアドレス]の欄

業務の遂行を希望する事務所における、業務上の連絡に対応できる番号等を、それぞれ記入してください。

[15 常勤職員数及び有資格者数]の欄

業務の遂行を希望する事務所に平成27年1月1日時点において所属する常勤職員数・不動産鑑定士数・不動産鑑定士補数を、それぞれ記入してください。不動産鑑定士数・不動産鑑定士補数については、不動産鑑定業事業実績等報告書（平成26年分）に記載した人数としてください。

[16 過去5箇年度の阪神高速業務実績]の欄

※「過去5箇年度の阪神高速業務実績」の欄については、様式として記載しておりますが、当社で把握できていることから当社において記入できるため、記入していただく必要はありません。

[17 過去2年間の補償目的鑑定評価の依頼先]の欄

不動産鑑定業事業実績等報告書（平成25・26年分）に事業実績として計上されたもののうち、業務の遂行を希望する事務所における補償を依頼目的とした鑑定評価業務について、その主な依頼先（当社以外）を記入してください。

[18 所属不動産鑑定士の地価公示担当地区]の欄

業務の遂行を希望する事務所に平成27年1月1日時点において所属する不動産鑑定士について、平成27年地価公示に係る鑑定評価員として所属した分科会名及び担当した主な市区町村名を記入してください。

[19 所属不動産鑑定士の都道府県地価調査担当地区]の欄

業務の遂行を希望する事務所に平成27年1月1日時点において所属する不動産鑑定士について、平成26年都道府県地価調査に係る鑑定評価員として所属した分科会名及び担当した主な市区町村名を記入してください。項目番号18と同様の場合は、「同上」と記入してください。

[20 P R 事項]の欄

得意とする鑑定評価の分野又は周辺業務分野、その他特にP Rしたい事柄等があれば記入してください。不動産鑑定業者選定依頼に当たっての参考とすることがあります。

- ② 法第22条又は法第26条の規定に基づく登録を受けたことを証する書面（不動産鑑定業者登録通知書（新規・更新・登録換え）又は不動産鑑定業者登録証明書）（写し）

現に効力を有する登録について、その登録を行った官公署が発行した登録通知書又は登録証明書の写しを添付してください。なお、登録通知書については発行日を問いませんが、登録証明書については当社への契約資格審査申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを使用してください。

- ③ 法第23条第1項に規定する登録申請書（不動産鑑定業者登録申請書）（写し）

現に効力を有する登録について、その登録を行った官公署に提出した登録申請書（表面及び裏面）の写しを添付してください。

- ④ 法第23条第2項第1号に規定する不動産鑑定業経歴書（写し）

前記③の添付書類として官公署に提出した書面の写しを添付してください。

- ⑤ 法第27条第4項の規定により準用される法第24条の規定に基づく変更の登録がなされた場合にあつては、当該変更の登録を受けたことを証する書面（不動産鑑定業者変更登録通知書）及び当該変更に係る申請書（不動産鑑定業者変更登録申請書）（写し）

その変更の登録を行った官公署が発行した変更登録通知書の写し及びその変更の登録を行っ

た官公署に提出した変更登録申請書の写しを添付してください。ただし、前記②における登録証明書の写しに変更後の内容が記載されている場合には、前述の変更登録通知書の写し及び変更登録申請書の写しの添付を省略することができます。また、添付を要する事項は、当社への契約資格審査申請書（様式1）における項目番号01～03及び08～10に関するものに限ることとし、これら以外の事項（代表者以外の役員の役名・氏名、業務の遂行を希望しない事務所の名称・所在地・専任の不動産鑑定士の氏名等）については添付を要しないこととします。

- ⑥ 法第35条第1項に規定する専任の不動産鑑定士（不動産鑑定士である不動産鑑定業登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行う事務所（法第23条第1項に規定する事務所をいう。）にあっては、その者。）について法第15条の規定に基づく登録を受けたことを証する書面（不動産鑑定士登録通知書又は不動産鑑定士登録証明書）（写し）

業務の遂行を希望する事務所における専任の不動産鑑定士に係る、その登録を行った官公署が発行した不動産鑑定士登録通知書の写し又は不動産鑑定士登録証明書の写しを添付してください。ただし、不動産鑑定士の登録を受けた後に氏名に変更があった場合には、審査申請書の提出日における氏名が記載された不動産鑑定士登録証明書の写しを添付してください。なお、登録通知書については発行日を問いませんが、登録証明書については当社への契約資格審査申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを使用してください。

- ⑦ 法第28条各号に規定する書面（不動産鑑定業事業実績等報告書）（写し）

登録を受けた官公署に提出した不動産鑑定業事業実績等報告書（平成26年分）の写しを添付してください。ただし、業務の遂行を希望しない事務所に関する部分は、省略してください。

- ⑧ 登記事項証明書（写し）

当社への契約資格審査申請書提出日前3ヶ月以内に発行された、現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写しを添付してください。ただし、法第22条又は法第26条の規定に基づく登録（新規・更新・登録換え）を受けた後に、本社（本店）の所在地・商号・代表者氏名に変更があった場合は、その変更の履歴を証するものを添付してください。

- ⑨ 会社概要書・経歴書等の案内書類

契約資格審査申請書や他の添付書類に記載された内容の他に、会社概要書・経歴書等の案内書類により示すべき事柄がある場合に添付してください。なお、提出は任意とします。

- ⑩ 返信先を記載し所要の額面の切手を貼付した封筒

契約資格審査結果通知書を送付するため、申請者のあて先を記入し所要の額面の切手を貼付した封筒を添付してください。封筒の大きさは、契約資格審査結果通知書（A4サイズ1枚）を3つ折りして差し支えなければこれが入る定形の大きさのもの、折らないことを希望する場合はA4サイズ以上の定形外の大きさのものとしてください。

6. その他

(1) 随時受付

前記2の受付期間終了後も審査申請を受け付けていますが、その場合は資格認定が遅くなりますので、なるべく当該受付期間中に審査申請を行ってください。

(2) 申請事項の変更等の届出

契約資格審査申請書（様式1）の記載事項のうち次表に示す事項に変更があった場合は、速やかに契約資格審査申請書変更届（様式2）に変更内容を証する書類を添付して提出してください。

変 更 事 項	添 付 書 類	備 考
00 申請者の住所	前記3(1)⑧の書類	
01 商号又は名称		
02 代表者役名		

03 代表者氏名		
04 登録年月日及び登録番号	前記 3 (1)⑤の書類	登録換えの場合のみ届出を要する。
08 事務所の名称 09 所在地	前記 3 (1)⑤の書類	
10 専任の不動産鑑定士の氏名	前記 3 (1)⑤及び⑥の書類	
11 業務の対象として希望する都府県の別 12 電話番号 13 F A X 番号 14 電子メールアドレス 01～20 申請全体の取り下げ 08～20 一部事務所の取り下げ	不要	
08～20 事務所の追加	申請書（様式 1 その 2）	

[参考] 印鑑証明書・使用印鑑届・年間委任状について

印鑑証明書・使用印鑑届・年間委任状は、年度ごとに初めて当社から業務の依頼があった時に必要となりますので、その際に各1部を提出してください。契約資格審査申請書の提出の際には、印鑑証明書等の提出は必要ありません。

なお、印鑑証明書等の提出に当たっては、以下の点に留意してください。

① 印鑑証明書

提出日前3カ月以内に発行された原本を提出してください。

② 使用印鑑届

使用印鑑届は、様式3を標準とした書式によるものとします。業務の遂行を希望する事務所が複数ある場合は、事務所ごとに作成し提出してください。

③ 年間委任状

年間委任状は、様式4を標準とした書式によるものとし、契約等の権限を業務の遂行を希望する事務所の代表者等に委任する場合にのみ作成し提出してください。業務の遂行を希望する事務所が複数ある場合は、事務所ごとに作成し提出してください。

④ 印鑑証明書等提出後の変更の手続

提出済みの印鑑証明書等の記載内容に変更があった場合、契約締結から代金受領までの間にあつては、契約資格審査申請書変更届（様式2）に変更のあった書面を添付して提出し、その他の期間にあつては、次の業務の依頼があった時に変更のあった書面のみを提出してください。